



備前市告示第155号

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り告示する。

平成29年1月27日

備前市長 吉村 武司



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

備前地域（坂根・新庄・香登・佐山以外）

日生地域

吉永地域（三国地区以外）

新庄地区

坂根集落

香登地区

佐山地区

三国地区

2 協議結果を取りまとめた年月日

平成28年12月21日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

区域名	経営体数			計
	法人	個人	集落営農 (任意組織)	
備前地域(坂根・新庄・香登・佐山以外)	1			1
日生地域		1		1
吉永地域(三国以外)		3	1	4
新庄地区		7		7
坂根集落		1	1	2
香登地区	1			1
佐山地区		1		1
三国地区		1	1	2

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地区名	担い手の確保状況
備前地域(坂根・新庄・香登・佐山以外) 日生地域 吉永地域(三国以外) 新庄地区 坂根集落 香登地区	担い手はあるが十分ではない
佐山地区 三国地区	担い手がない

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
新庄地区	地域の農地所有者は、原則とし農地中間管理機構に貸し付ける
備前地域(坂根・新庄・香登・佐山以外) 日生地域 吉永地域(三国除く) 新庄地区 坂根集落 香登地区 佐山地区 三国地区	農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則とし農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来の在り方

地 区 名	取 組 事 項
備前地域(坂根・新庄・香登・佐山以外)	集落営農の組織化
日生地域	高付加価値化、新規就農の促進
吉永地域(三国以外)	生産品目の複合化、高付加価値化、遊休農地の利用促進、集落営農の組織化
新庄地区	6次産業化、新規就農の促進
坂根集落	高付加価値化、集落営農の組織化
香登地区	6次産業化、集落営農の組織化
佐山地区	高付加価値化、新規就農の促進、集落営農の組織化
三国地区	6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進、集落営農の組織化